

令和7年度伊万里市児童家庭相談システム等導入業務に係るプロポーザル実施要領

令和7年7月

伊万里市 こども家庭センター

## 伊万里市児童家庭相談システム等導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

#### (1) 業務の目的

家庭児童相談等に関する記録のDX化として、これまでword、Excelで二重管理を行っていた情報の一元管理と、業務効率化を図ることを目的とする。

#### (2) 公募型プロポーザルにする目的

児童家庭相談システム等導入業務について、広く募集することで民間事業者の技術力やノウハウを見極めることができる公募型プロポーザル方式を実施する。

#### (3) 本要領の目的

本要領は、児童家庭相談システム等導入業務（以下「本業務」という。）の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

伊万里市児童家庭相談システム等導入業務

#### (2) 業務内容

ア 児童家庭相談システム等の導入

詳細は別紙1「児童家庭相談システム等導入業務システム仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

### 3. 見積限度額

(1) 伊万里市児童家庭相談システム等導入業務：4,823,500円（税込）

(2) ソフトウェア保守業務：518,100円（税込）※年額（12ヵ月分）

※1) 見積限度額は契約予定金額を示すものではなく、業務の規模を示すものである。  
なお、見積限度額を超えたものは失格とする。

※2) 「伊万里市児童家庭相談システム等導入業務」には、システム構築経費等のほか本業務に必要な不可欠な費用すべてに係る経費を含むものとする。

※3) 導入業務及び保守業務に係る見積額をあわせた総合的な経費を審査基準とする。

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 自治体における児童家庭相談システムの導入実績があり、滞りなく運用できていること。
- (3) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (4) 会社更生法（14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 提案者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。
  - ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等である。
  - イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
  - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- (6) システム障害等があった場合には十分なシステムサポートができる体制が整えられていること。

## 6. 日程

公募開始	令和7年7月22日(火)
質疑受付締切	令和7年8月1日(金)午後3時
参加申込書等提出締切	令和7年8月4日(月)午後3時
質疑に対する回答	令和7年8月6日(水)午後3時
提案書等受付締切	令和7年8月19日(火)午後3時
参加資格の審査結果の通知	令和7年8月22日(金)(予定)
1次審査(書類審査)	令和7年8月下旬(予定)
2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年9月1日(月)(予定)
受託者決定	令和7年9月上旬(予定)
審査結果通知	2次審査後10日以内
最終見積書提出	令和7年9月中旬(予定)
契約締結	令和7年9月中旬(予定)
導入実施	令和7年9月下旬(予定)

## 7. 質疑・回答について

質疑等がある場合は、次により行うものとする。

受付期限： 令和7年8月1日(金)午後3時

受付方法(1) 質問書(様式第1号)による紙媒体で持参

(2) 電子メール(記載内容が同様であれば指定様式でなくても可。タイトルは「【会社名】児童家庭相談システム等導入業務質問事項」とする)

※(2)については、受取に関するトラブルを回避するため、送付後に電話にて到着の確認を行うこと。時間差が生じるため郵送は不可とする。

受付場所：伊万里市 健康福祉部こども家庭センターこども家庭相談係

TEL：0955-23-2183(直通)

FAX：0955-22-3970

E-mail：kodomokatei@city.imari.lg.jp

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

回答方法：質疑に対する回答については、取りまとめた上で、令和7年8月6日(水)午後3時より、伊万里市のホームページ上で発表する。

## 8. 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。なお、期限までに参加希望書の提出のない者からの提案は受け付けない。

(1) 参加申込書の提出方法

ア 提出期限：令和7年8月4日（月）午後3時

※受付時間は、伊万里市の休日を定める条例（以下、「休日条例」という。）第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出場所：伊万里市 健康福祉部こども家庭センターこども家庭相談係

ウ 提出方法：郵送又は持参（提出期限必着）

※持参の場合は参加申込書に受付印を押印した写しを交付する。郵送の場合は参加申込書に受付印を押印した写しを送付するため、返信用封筒（返信先の記入及び切手の貼付）を同封すること。なお、郵送料金不足分がある場合は受取人の負担とする。

エ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第3号）

(イ) 会社概要説明書（様式第2号）

（過去の実績については、5. 参加資格要件に掲げた内容を指し、業務実績を証する書類として、当該業務の契約書及び仕様書の写しを添付すること）

以下（ウ）～（サ）は、本市の入札参加資格を有していない場合のみ添付すること。

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 使用印鑑届兼委任状

(オ) 誓約書

(カ) 営業所一覧表

(キ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

3か月以内に法務局が発行したもの

(ク) 直前の期末における決算報告書

(ケ) 国税の納税証明書〔その3の3〕

(コ) 佐賀県税の納税証明書〔未納のない証明〕（佐賀県内の事業者に限る）

(サ) 伊万里市税の納税証明書〔伊万里市競争入札参加資格審査申請用〕（伊万里市内の事業者に限る）

オ 提出部数：1部

カ 参加資格の確認

(2) 参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

ア 通知先：参加申込書の提出者全て

イ 通知方法：書面にて

ウ 通知時期：令和7年8月22日（金）（予定）

エ その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休

日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

### (3) 提案書等の提出方法

提案資料の様式はA4判の任意様式とする。

提出する提案書等は各参加者1提案とし、仕様書の内容を含んだ提案書等を提出すること。

ア 提出期間 令和7年8月8日(金)～令和7年8月19日(火)午後3時まで

※受付時間は、休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分とする。

イ 提出場所：参加表明書の提出先場所と同じ。

ウ 提出方法：郵送又は持参(提出期限必着)

エ 提出物 ※作成方法については後述「提案書等作成方法」参照

(ア) 提案書

(イ) 業務履行計画表

(ウ) 費用見積書

オ 提出部数：10部(正本1部、副本9部)

## 9. 提案書等作成方法

(1) A4判 ※A3折込可

(2) 片面印刷

(3) 要ページ番号(下記中央)

(4) 長辺綴じ(ホチキス2か所)

(5) 提案書の内容は下記のとおり

ア 提案書は、別紙「伊万里市児童家庭相談システム等導入業務仕様書」に基づき作成すること。

イ 提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。

ウ 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

エ 提案書はA4版(※A3折込可)で作成し、様式は任意とする。

オ 提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。

カ 「伊万里市児童家庭相談システム等導入業務仕様書」等に記載のない事項であっても、本市または本事業に資する機能等については、提案書に記載しても差し支え

ない。

キ 提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。

## 10. 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、伊万里市児童家庭相談システム等導入業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の要領で行う。

### (1) 第1次審査（書面審査）

第1次審査は、提出された提案書等により書面審査を行う。

提出があった企画提案書の数が3件を超えた場合にあっては、上位3者程度までの企画提案を第2次審査の対象とする。また、3件を超えない場合は第1次審査を省略し、全ての企画提案をもって第2次審査を行う。

第2次審査の日程等通知については第1次審査後速やかに全提案者に行う。第1次審査不通過の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めことができ、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

なお、第1次審査にあたっては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 令和7年9月1日（月）（予定）にプレゼンテーションを行うものとする。なお、日程や会場は別途通知する。

イ プレゼンテーションは各提案者60分以内とする。

ウ ディスプレイ及びケーブルは事務局で準備をする。その他プレゼンテーションの際に使用する機材については、原則として提案者で用意すること。

エ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

### (3) 審査基準

審査及び評価項目、評価点は「審査基準・採点表（別紙4）」のとおりとし、最高得点者を本業務の候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。

また、選考において、審査委員会各委員の評価点が100分の60に満たない場合は、候補者として選定しない。

## 11. 審査結果

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面にて
- (3) 通知内容：本業務の候補者であるか否か
- (4) 通知時期：令和7年9月上旬
- (5) その他

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行うものとする。

## 1 2. 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また伊万里市が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

## 1 3. 情報公開及び提供

(1) 提出書類について、伊万里市情報公開条例（11年伊万里市条例第16号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。

(2) 本業務の候補者選定後に実施する見積合せについては、結果を「伊万里市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」に基づき公表する。

## 1 4. その他

### (1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

### (2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (3) 参加辞退の取扱い

参加表明書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

#### (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

なお、伊万里市が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償で使用しようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。

#### (5) 異議申立て

参加表明者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

#### (6) 失格条項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

(ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(ウ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(カ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合

(キ) 参加表明書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合

(ク) 本要領に違反又は逸脱した場合

(ケ) ヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合

(コ) 費用見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

## 15. 問合せ先

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市健康福祉部こども家庭センターこども家庭相談係

TEL：0955-23-2183（直通）

FAX：0955-22-3970

E-mail：kodomokatei@city.imari.lg.jp